特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 4 | 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関し契約に含めるなど情報について必要かつ適切な監督を行うこととしている。

評価実施機関名

福島県新地町長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税に関する事務 | | | |
| | 地方税法、地方税法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取 り扱う。 1. 固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価・価格の決定 | | | |
| ②事務の概要 | 2. 固定資産税額の算定 3. 納税通知書による固定資産税額の通知 4. 固定資産課税台帳の照会 | | | |
| | 番号法の別表に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 | | | |
| ③システムの名称 | 1. 固定資産税システム 2. 収滞納システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

- 1. 固定資産税賦課ファイル
- 2. 収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
- ・番号法第9条第1項 別表 24の項

2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

別表第48の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 |
|---------|---|
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (別表における情報提供の根拠) なし(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない) (別表における情報照会の根拠) 命令第2条 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯 罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (48の項) |

5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | 税務課 |
|----------|-----|
| ②所属長の役職名 | 課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地

電話 0244-62-2111 ファックス 0244-62-3194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地

電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62-4043

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-------------------|--------|---|--------------------|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | | |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和7年4月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | | 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価書の種類 | | | | | | |
|--|-------------|------------|------------|---------|-------------------|--|--|
| [基礎 | 項目評価書 |] | 2) 基礎項 | 1月評価書 | 重点項目評価書 全項目評価書 | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ・ | ა ე | 2) 十分で | 」を入れている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分であ | 3] | 2) 十分で | 」を入れている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分であ | 3] | 2) 十分で | を入れている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | | [|]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分であ | ა] | 2) 十分で | 」を入れている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報提供ネッ | トワークシステム | | |]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分であ | ఠ] | 2) 十分で | 」を入れている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入 | 手) [|]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | გ] | 2) 十分で | 」を入れている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分であっ | ర] | 2) 十分で | 」を入れている | | | |
| | • | | | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・2 | <mark>肖去</mark> | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠 | <選択肢> | | | |
| | | | | |
| 9. 監査 | | | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設けている。 また、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項 を遵守している。 | | | |

変更箇所

| 変更箇 | | | | | I |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. 固定資産税システム 2. 収滞納システム 3. 統合宛名システム | 1. 固定資産税システム 2. 収滞納システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第 - 16の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(別表第 ー省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報照会] 27の項 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし。 (別表第二における情報提供の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項の方ち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長 | 税務課長 渡部 和秋 | 税務課長 目黒 佳子 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先 | 新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新 地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62- 3194 | 新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新 地町谷地小屋宇樋掛田30番地 電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62- 4043 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か | 平成27年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 平成27年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名 | ②税務課長 目黒 佳子 | ②課長 | 事後 | 修正 |
| 令和2年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 集計日の更新 |
| 令和2年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 集計日の更新 |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 集計日の更新 |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 集計日の更新 |
| 令和5年8月31日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 法律改正に伴うもの |
| 令和7年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、固定資産税の賦課とそれに関する調査を行っている。特定個人情報ファイルは地方税法、その他の地方税に関する法律等に従い、次の事務に利用している。 1. 固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価・ | 地方税法、地方税法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価・価格の決定 2. 固定資産税額の算定 3. 納稅通知書による固定資産税額の通知 4. 固定資産課稅台帳の照会 番号法の別表に基づいて、軽自動車稅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 | 事後 | 法律改正に伴うもの |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和7年4月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成と5年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務 省令で定める事務を定める命令(別表第一省 令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 | | 事後 | 法律改正に伴うもの |
| 令和7年4月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項の うち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方 税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例に | (別表における情報照会の根拠) 命令第2条 第一欄(情報照会者)が「市町 村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法 その他 | 事後 | 法律改正に伴うもの |